㊞

徳労発基 0827 第１号
令和８年８月 27 日

徳島地方最低賃金審議会
会長　段野　聡子　殿

徳島労働局長　亀 井　　崇

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第２項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（平成 20 年徳島労働局最低賃金公示第２号）